# 指定居宅介護支援事業者運営規程

（事業の目的）

第１条　一部事務組合下北医療センターが開設するむつリハビリテーション病院（以下「病院」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

(1)　事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

(2)　事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

(3)　事業の実施に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

（事業所の名称等）

第３条　この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名　称　むつリハビリテーション病院居宅介護支援センター

(2)　所在地　むつ市桜木町１３番１号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)　管理者　１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2)　介護支援専門員　３名

介護支援専門員は、利用者からの相談に応じ申請書の作成、利用者の課題分析、居宅サービス計画の作成、居宅サービス実施状況の把握その他の指定居宅介護支援業務の提供を行う。

(3)　事務員　１名

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

(2)　営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

(3)　電話等により、２４時間常時受付等が可能な状態とする。

（居宅介護支援の内容）

第６条　提供する居宅介護支援の内容は、居宅サービス計画を作成することとし、指定居宅介護支援の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

(1)　居宅サービス計画作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行うものとする。

(2)　利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(3)　利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行うものとする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第７条　指定居宅介護支援の提供方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。

(2)　指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。また、当該指定居宅介護支援事業所において前６月間に作成した居宅サービス計画のうち訪問介護等が占める割合や同一の指定居宅サービス事業者等が占める割合等について説明し、利用者から署名を得ることとする。

(3)　利用者又は家族の相談を受ける場所は、事業所又は利用者の居宅等で行う。

(4)　使用する課題分析方式は全国社会福祉協議会方式とし、解決すべき課題に対応するための居宅サービス計画の原案を作成する。なお、作成にあたっては、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介や、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であることを説明し、利用者から署名を得ることとする。

(5)　居宅サービス計画の原案は、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求めることとする。

(6)　前号により作成された居宅サービス計画について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。また、作成した居宅サービス計画は利用者及び担当者に交付する。

(7)　モニタリングに当たっては、少なくとも１月に１回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を

行い、その結果を記録する。

(8)　居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。

（利用料金等）

第８条　指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする（無料）

（実施地域等）

第９条　通常の事業の実施地域は、むつ市の区域とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

(2)　虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3)　虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(4)　前３項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

２　事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（業務継続計画の策定等）

第１１条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第１２条　事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（苦情処理等）

第１３条　事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指

定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

２　前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

３　事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

４　事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

５　事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

（従業者の研修）

第１４条　事業者は、介護支援専門員の資質向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また、質の保証ができ得る業務体制を整備する。

（秘密保持）

第１５条　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

３　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、一部事務組合下北医療センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。